



2021年2月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ン リ オ
代 表 者 名 の 代 表 取 締 役 辻 朋 邦
役 職 氏 名 社 長
(コード番号 8136 東証第1部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 岸 村 治 良
電 話 番 号 03 (3779) 8058

タックスヘイブン対策税制に基づく更正処分に対する取消請求訴訟の第一審判決について

当社は、2017年12月15日、東京国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていない等として、当社に対する2013年3月期から2016年3月期の4年間について、当社及び当社連結納税子会社を含めて所得金額約28億円、追徴税額約11億円（地方税を含む）の更正処分等を受けました。（これについては、2018年3月期において、「過年度法人税等」として費用処理いたしました。）

当社はこれを不服として、東京地方裁判所に対し更正処分等の取消請求訴訟を提起しております。この更正処分等取消請求について、本日、東京地方裁判所より当社の請求を認めない旨の判決を受領しましたので、お知らせいたします。

1. これまでの経緯

2017年12月15日	東京国税局より更正通知の受領
2018年3月13日	東京国税局に対する再調査の請求
2018年6月11日	東京国税局より再調査の請求を棄却する旨の決定を受領
2018年7月9日	東京国税不服審判所に対する審査請求
2019年6月11日	当社による東京地方裁判所への更正処分等の取消請求訴訟の提起
2021年2月26日	東京地方裁判所による判決の言渡し

2. 判決の内容

適用除外要件については、当社の主張が認められず、結果として、更正処分等は取り消されませんでした。

3. 今後の見通し等

当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であり、到底承服できるものではないため、判決内容を精査の上、東京高等裁判所へ控訴する予定です。

以上